

トリンコマレー県・アンパラ県復旧支援事業ニーズ調査・事業概要

事業目的：スマトラ島沖地震・津波被害により甚大な被害を受けた
スリランカ東部トリンコマレー県 6 ヶ村及びアンパラ県 5 ヶ村の復旧支援

事業概要：

1. トリンコマレー県環境整備等事業（第一期・第二期）の経緯
 - （１） 第一期事業（トリンコマレー県）
 - （２） 第二期事業（トリンコマレー県）
2. 被災地の全般状況
 - （１） トリンコマレー県
 - （２） アンパラ県
3. トリンコマレー県・アンパラ県復旧支援事業
 - （１） ニーズと支援事業対象者の特定
 - （２） 目標とする回復レベル
 - （３） 公共セクト・他援助団体との役割分担
4. 事業の実施内容
 - （１） トリンコマレー県 6 ヶ村
 漁船ボート・船外機・漁網類の支給(漁業協同組合経由)
 裁縫職業訓練コースの開設
 村内協働促進訓練コースの開設
 - （２） アンパラ県 5 ヶ村
 漁船ボート・船外機・漁網類の支給(漁業協同組合経由)
 伝統機織産業の再生支援
 左官・石工職再生支援
 大工職再生支援
 脱穀機の支援
 移動商店職の再生支援
 村内協働促進訓練コースの開設
5. 現地執行体制
 - （１） JCCP スタッフ
 - （２） 事業パートナー（セワランカ財団・農村開発財団）
 - （３） 個別事業体制
6. 事業実施スケジュール

1. トリンコマレー県環境整備等事業（第一期・第二期）の経緯

（１） 第一期事業（トリンコマレー県）

日本紛争予防センター（以下、JCCP）は、ジャパン・プラットフォーム「トリンコマレー県環境整備等事業（第一期）」において、過去に「宗教間平和会議（平成 13 年 10 月）」、「市民平和会議（平成 15 年 3 月、平成 16 年 4 月）」等の共同プロジェクトを行った実績を有する現地 NGO セワランカ財団と連携し、トリンコマレー県で最も多くの家族が住居を失った Town and Gravets DS Division（郡）の中で被害の度合いが大きく、かつ援助が行き届いていない比較的小さな村 4 ヶ村（Salli 村、Samudragama 村、Vellaimannal 村、Nachikuda 村：避難者数計 3,880 名、延べ裨益者数約 15,000 名）を対象に、平成 17 年 1 月 11 日～2 月 24 日(45 日間)の間、仮設シェルターの設置と半壊住宅の修復、戸別トイレ・共同トイレの修復、台所用品・衣類・その他生活必需品・食糧の配布から成る複合的かつ多角的な緊急支援事業を完遂した。

(2) 第二期事業 (トリンコマレー県)

「トリンコマレー県環境整備等事業 (第二期)」において、我が国緊急支援のプレゼンスが著しく不足している東部トリンコマレー県にて、第一期対象村の内 3 ケ村 (Salli 村、Samudragama 村、Vellaimannal 村。Nachikuda 村については支援完了)にて継続支援を行うとともに、トリンコマレー県 Town and Gravets Division (郡) および Kiniya Division (郡) において被害の度合いが大きく、かつ未だ援助が行き届いていない小村落 3 ケ村 (Nelsonpura 村、Railwayline 村、Periyaththumunai 村) を加えた、トリンコマレー県 6 ケ村を対象とし、それぞれの村落でのニーズに応じ、避難用簡易シェルターの設置、住宅修理、共同トイレ及び戸別トイレの修理、基礎生活用品・衣類の配布を行うと共に、給水設備 (貯水タンク) 設置、村内接続道路の補修、仮設避難所兼公民館の設置を併行整備する総合的緊急支援を平成 17 年 3 月 4 日～7 月 1 日の予定にて実施中である。

2 . 被災地の全般状況

Tsunami Disaster, 26 December, 2004												
Last updated :16.00 hrs						As at : 21/02/2005						
Province	District	Affected Families	Displaced Families	Displaced Persons			Deaths	Injured	Missing	Damaged Houses		No. of Camps
				In Welfare Centers	With Relatives & Friends	Total				Completely	Partially	
Northern	Jaffna	14,767	10,827	7,625	33,381	41,006	2,640	1,647	540	6,084	1,114	12 **
	Killinochchi	2,297	407	0	1,603	1,603	560	670	0	246	-	0
	Mullaitivu	6,745	6,007	11,993	10,564	22,557	3,000	2,590	421	5,033	424	23
Eastern	Trincomalee	30,547	30,545	14,853	59,208	74,061	1,078	1,328	45	4,830	3,835	34
	Batticaloa	63,717	12,494	22,002	35,047	57,049	2,975	2,375	346	13,530	5,839	36
	Ampara	58,729	38,866	24,179	75,322	99,501	10,436	6,581	161	18,889	8,641	55
Southern	Hambantota	14,069	3,334	1,803	45,195	46,998	4,500	434	1,341	2,303	1,744	11
	Matara	19,398	2,235	2,873	6,405	9,278	1,342	6,652	608	2,362	5,659	22
	Galle	24,583	23,278	2,633	119,301	121,934	4,248	313	564	7,032	7,680	27
Western	Kalutara	9,433	7,059	2,420	32,527	34,947	279	401	69	2,683	3,835	12
	Colombo	9,647	8,140	5,446	30,614	36,060	79	64	12	3,388	2,210	26
	Gampaha	6,827	308	876	573	1,449	6	3	5	278	414	2
North West	Puttalam	232	18	66		66	4	1	3	23	72	2
Total		260,991	143,518	96,769	449,740	546,509	31,147	23,059	4,115	66,681	41,467	262

Note:

1. These figures are tentative and presented here as reported by the District Secretaries of the affected Districts

2. Displaced Persons refer to People who are in the IDP camps and or staying with relative's and friend's

Source: District Secretaries of the affected Districts

Prepared by : Emergency Operation Room of the National Disaster Management Centre / Ministry of Women's Empowerment and Social Welfare

(1) トリンコマレー県

平成 17 年 2 月 21 日時点での集計によれば、トリンコマレー県では、74,061 人が津波の影響で住居を追われ、これは国内の県では 4 番目に多い数字となっている。とりわけ、トリンコマレー県内に 11 ある DS Division(郡) の内 Town and Gravets DS Division および Kiniya DS Division 内には、今なお約 25,000 人が避難状態にあるが、その大多数には食料・水・緊急支援物資は行き渡り、行政当局、INGO による仮設シェルターの建設速度も増大しつつある。一方、仮設シェルターに収容された被災者たちの多くは、村内公共インフラの破壊と収入機会の喪失により、原生活への復帰が引き続き困難な状況下に置かれている。

(2) アンパラ県

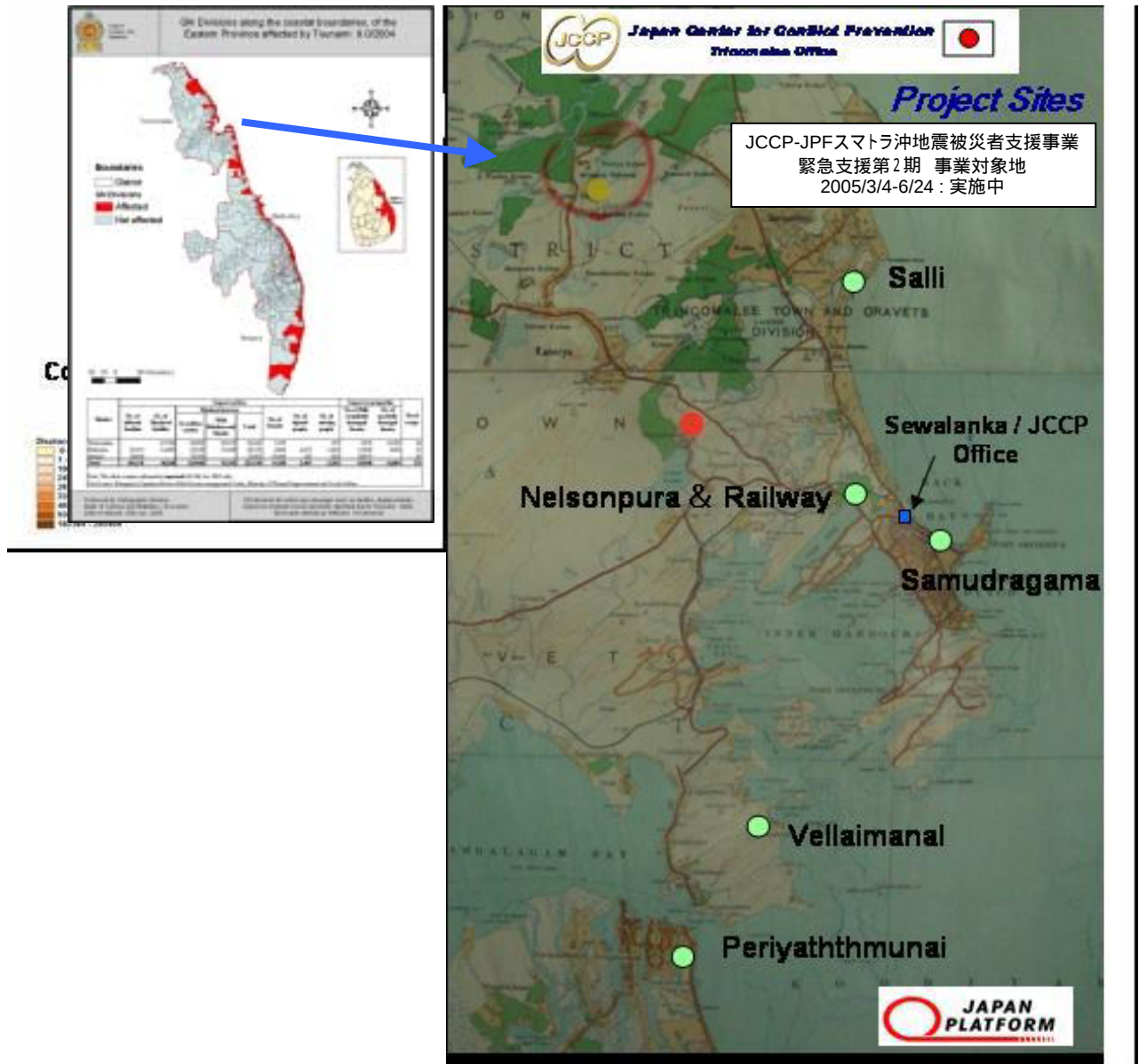
平成 17 年 2 月 21 日時点での集計によれば、アンパラ県では、死傷者・行方不明者 17,178 名、住宅全壊・半壊数 27,530 棟と、スリランカ国で最も甚大な被害を受けた地域となっている。また、99,501 人が津波の影響で住居を追われ、これは国内の県では 2 番目に多い数字となっているが、我が国支援のプレゼンスが著しく不足しているのが実態である。他県と同様、被災者の大多数には食料・水・緊急支援物資は行き渡り、行政当局、UNHCR、INGO による仮設シェルターの建設計画とその調整が、ほぼ確定し、着工件数も増大しつつあるが、仮設シェルターに既に収容された被災者と仮設シェルター完工および移住を待っている被災者たちの多くは、収入機会の喪失により、原生活への復帰が引き続き困難な状況下に置かれている。

3 . トリンコマレー県・アンパラ県復旧支援事業

(1) ニーズと支援事業対象者の特定

トリンコマレー県

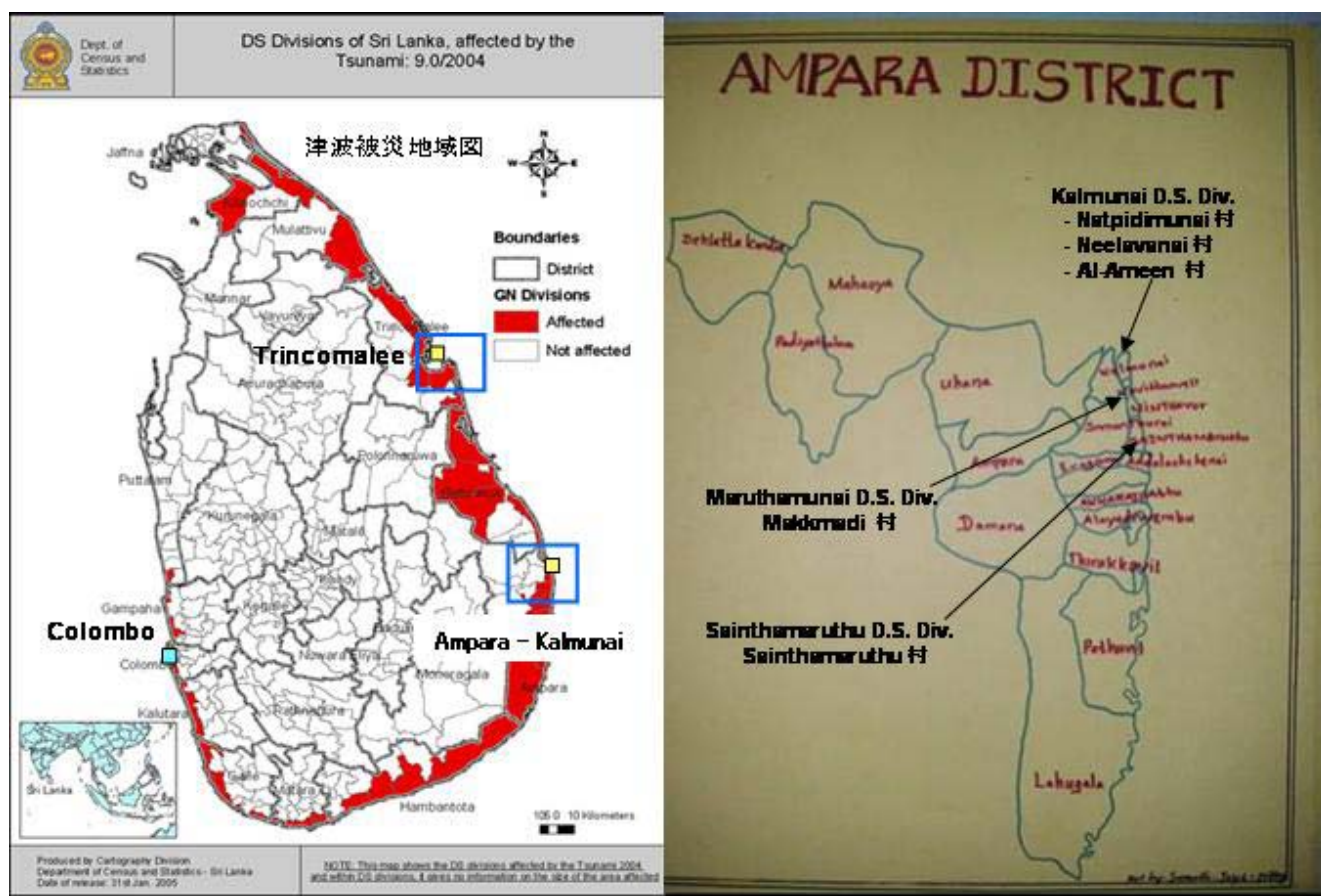
本申請事業においては、「トリンコマレー県環境整備等事業（第一期・第二期）」期間中に行った詳細なる現地調査結果に基づき、第二期事業の対象となっているトリンコマレー県 6 ケ村（Salli 村、Samudragama 村、Vellaimannal 村、Nelsonpura 村、Railwayline 村、Periyaththumunai 村）において、当該緊急支援事業を補強しつつ、復旧・復興へ向けた初期ニーズに対応することが妥当かつ相乗効果が大いだと判断している。また、同地域における民族的混在要素と支援対象村への公平性の維持に配慮し、タミル人の村、シンハラ人の村、ムスリムの村、シンハラ・タミル混合の村を均等に選定している。



アンパラ県

アンパラ県は本津波災害により、死傷者数・損壊家屋数において、スリランカ最大の被害を受けたにもかかわらず、現在は日本の NGO のプレゼンスが皆無に等しい状況にある。この中で本事業対象地域としている 3 郡 5 ケ村（Neelawanai 村、Natpitimunai 村、Al-Ameen 村（Kalminai Division）、Sainthamaruthu 村（Sainthamaruthu Division）、Makkamadi 村（Maruthanunai Division））は、当センターが実施した現地ニーズ調査の際に、他援助団体によって仮設シェルターの建設等の緊急支援が、計画もしくは進行中ではあるものの、復旧・復興に向けた収入機会と地場産業再生への対策が一切行なわれていないことが判明した。また、これらの対策遅延により、被災地の復興に支障を来していることから、現地行政当局よりの支援要請を受け、ニーズの絞り込みを行った結果、復旧・復興へ向けた初期ニーズ、とりわけ、コミュニティ全般の就業・世帯収入機会の再生を促進すべく、支援を行うことが、妥当かつ最も費用

対効果が高いとの判断に至っている。また、同地域における民族的混在要素と支援対象村への公平性の維持に配慮し、タミル人の村、ムスリムの村を均等に選定している。



(2) 目標とする回復レベル

トリンコマレー県

トリンコマレー県では、引き続きセワランカ財団との連携の下、第二期事業の対象となっている 6 ケ村において、漁船ポート・船外機・漁網類の支給(漁業協同組合経由)、裁縫職業訓練コースの開設、村内協働促進訓練コースの開設を行う。

アンパラ県

アンパラ県では、3 郡 5 ケ村(Neelawanai 村、Natpidimunai 村、Al-Ameen 村(Kalminai Division)、Sainthamaruthu 村(Sainthamaruthu Division)、Makkamadi 村(Maruthanunai Division))を事業対象地とし、2002 年 10 月以来、当センターと協力関係にある現地 NGO 農村開発財団(Rural Development Foundation: RDF)との連携の下、漁船ポート・船外機・漁網類の支給(漁業協同組合経由)、伝統機織産業の再生支援、左官・石工職再生支援、大工職再生支援、脱穀機の支援、移動商店職の再生支援、村内協働促進訓練コースの開設を行う。

両事業地とも、第一期・第二期事業(アンパラ県において他援助団体が実施中)と親和性かつ補完性の高い支援メニューに取り組むことにより、被災コミュニティ全体の日常生活と世帯収入機会の回復を目指す。また、単に就業物品の支援を行うのみではなく、「村内協働促進訓練コース」の実施と各就業機会の再生をリンクさせることにより、OJT にてコミュニティリーダー層を創出、住民参加型の自主・自力復興への仕組み作りを促進することを目標として設定し、総合的な支援を行うものである。

(3) 公共セクト・他援助団体との役割分担

事業の実施項目については、現地行政機関である Government Agent (GA) および対象地域 District

Secretary(DS)に事前届出が要求されており、当センターは既にこれに対応済みである。また、公共セクト・他援助団体(INGO)との役割分担と実施項目の重複防止上の調整については、被災直後の混乱期から緊急支援段階を経て、急速に整備されつつあり、TAFREN(Task Force for Rebuilding for the Nation)、CNGS(Center for Non-Governmental Sector)、District Task Force、UNHCR/UNICEF、その他 INGO 及び当センターが加盟する CHA: Consortium of Humanitarian Agencies により組織される各種コーディネーション機構が有効に機能しつつある。当センターは、第一期事業期間中より、これらの各機構に参画し、シェルター設置標準、給水・衛生基準等の各種情報を得るとともに、各セクトおよび団体の役割分担と活動領域を十分認識した上で、本事業計画を立案している。

4．事業の実施内容

(1) トリンコマレー県 6 ケ村

上記 3-(1)- の対象地域において、別紙 1 のセワランカ財団・JCCP の戸別訪問調査の結果に基づき以下の支援を行う。

漁船・船外機・漁網類の支給(漁業協同組合経由)

零細漁村であり、漁民家族の 7 割近くがボート及び船外機の流失、全壊もしくは破損の損害を被った 4 ケ村 (Salli 村、Samudragama 村、Vellaimannal 村、Periyaththumunai 村) において、世帯収入の回復とその自力再生を促すべく、漁船・船外機・漁網類の最低限の初期支援を行う。津波後 3 ヶ月が経過した現在においても、これまで現地行政、NGO 等よりの支援が生活用品の配布、シェルターの建設等に終始していたため、漁協機能の再生支援に手が回らず、その機能は停止状態にある。これらの対策遅延により、復旧・産業再生に支障を来していることに鑑み、支援を行うものである。

漁船・船外機・漁網類の供与方法は、地元「漁業協同組合」を通じたコミュニティー公共財とし、被災漁民に無償貸与、漁業収入の一部を積み立て、支給数を徐々に増大していく「拡大再生産方式」とする。即ち、元来漁協が持っていたローン貸付機能(当該機能自体、津波被害により失われている)の代わりに、漁協経由で現物を貸与することとする。また、当該貸与支援が、被災者全般に平等に行き渡る様に、特定の個人への貸与ではなく、複数漁民から成るグループにて共同運用する形態を導入する。漁船管理については、日常のメンテナンスは漁民自らが行き、漁協はその実施状況と漁船の保守状態を定期的にモニタリングする方式を採用する(所有権は漁協が維持し、漁民個人への所有権移転は行わない)。

なお、本支援では船外機付となる One Day Boat および手漕ぎボート(カヌー)を主体とする。さらに、下記 とリンクさせることによりコミュニティーリーダーを育成、「協同組合」機能の回復促進、住民主導の復興および産業再生を加速させる。

* スリランカにおける漁業協同組合について

スリランカにおける漁業協同組合は、地域により多少の差異は当然あるが、殆どの場合、漁業協働組合(Fishermen's Cooperative Society)があり、そのいくつかが集まって連合(union)を形成、さらにそれらの union が広域で連合会(federation)を形成するという形態をとっている。漁協の機能としては、収穫された魚海産物を漁民から購買し市場へ卸す仲買機能、コミュニティー基金の運用による漁民へのローン貸付(漁船・船外機・漁網等の購入支援)、魚市場の運営等を行っているケースが多い。

* スリランカにおける漁船・船外機・漁網の拡大再生産方式について(前例)

例えば UNHCR ジャフナにおいて、2002 年の停戦合意以降、内戦による国内避難民の復興支援対策の一環として、漁民コミュニティーを対象に「コミュニティー基金」を設立し、漁業で得た利益をコミュニティー全体の福利厚生・漁業発展に利用している。この基金は漁網の購入等に充てられ、地場漁業の質の向上と地元住民による自立復興に貢献しているという成功事例である。

本「漁業協働組合支援方式」は、こういったスリランカでの復興での成功事例を十分調査研究し、かつ津波災害復興と被災地の状況を勘案した上で計画したものである。今次計画では、漁船・船外機・漁網の「原状回復」に主眼を置く、即ち漁業で得た利益を当該「原状回復」へと投入し、早期自立型の復興の仕組みづくりを行うものである。



Salli 村：妻子・家・漁船すべてを失った漁師



↑ Samudragama 村：漁船が無事だった漁師は漁を再開し、収入機会を回復、自助努力で復興へと向かい始めている。漁船(写真：フィッシングボート (One Day Boat) を失った被災者達との差は顕著で、復興機会の均等付与が急務となっている。

→ トリンコマレー市内で被災を免れた造船所で作成される手漕ぎボート (カヌー)。

これらの零細漁村で使用されていた主要漁船仕様：

フィッシングボート (Rs130,000/ 1 艘、船外機を付けられるタイプで、One Day Boat と呼ばれ、日帰り漁に使用)

Length19.50Ft、Width3.06Ft、Depth2.02Ft、Weight250kg

手漕ぎボート・カヌー (Rs38,000/ 1 艘)

Length18.50Ft、Width1.10Ft、Depth1.09Ft、Weight 約 150kg

裁縫職業訓練コースの開設

津波により室内設備の殆どが流失・損失し、行政機関による職業訓練機会の提供が不能となっている「Periyaththumunai 村公共裁縫訓練センター」において、ミシン、裁縫教材類を支給するとともに、主に津波災害により寡婦となった女性を対象とした訓練コース (週 5 回、30 名対象、以下講習科目) の再開・運営の初期支援を行う。なお、訓練生への日当支給、裁縫訓練に 9 年の経験を有するインストラクター 1 名の配置、施設維持は地元行政当局が行う旨、確約取得済みである。また、本施設と訓練コースの復旧に伴い、周辺村落女性の受け入れも計画されており、地域全体への波及効果が期待可能である。

1. 計測、裁断、裁縫等の基本技術
2. 家内業における経理
3. ミシンの保守、整備

村内協働促進訓練コースの開設

第二期事業対象村である 6 ヶ村 (Salli 村、Samudragama 村、Vellaimannal 村、Nelsonpura 村、Railwayline 村、Periyaththumunai 村) において、復興へ向けた村内協働を促進すべく、各コミュニティの現状に則した、主に年配指導層および女性を対象とした「社会動員と協同組合創生」「自助能力創生とリーダーシップ」「コスト・帳簿管理」からなる訓練コースと、漁師を対象とした、「漁業協同組合管理・運営」「自助能力創生とリーダーシップ」「コスト・帳簿管理」からなる訓練コースを開設する。また、本訓練コースと上述 における実践をリンクさせることにより、OJT にてコミュニティリーダー層を創出、住民参加型の復興を加速させ、産業再生に寄与する。本訓練インストラクターには、住民参加プログラムに長年の経験を有するセワランカ財団スタッフ他講師計 7 名を配置する。

(2) アンパラ県 5ヶ村

漁船・ボート・船外機・漁網類の支給(漁業協同組合経由)

支援対象全 5ヶ村 (Neelawanai 村、Natpitimunai 村、Al-Ameen 村、Sainthamaruthu 村、Makkamadi 村) が零細漁村であり、漁民家族の 7 割近くが、ボート及び船外機の流失、全壊もしくは半壊の損害を被っている。本事業では、世帯収入の回復とその自力再生を促すべく、漁船・船外機・漁網類の最低限の初期支援を行う。

漁船・船外機・漁網類の供与方法は、トリンコマレーでの方法と同じく、地元「漁業協同組合」を通じたコミュニティ公共財とし、被災漁民に無償貸与、漁業収入の一部を積み立て、支給数を徐々に増大していく「拡大再生産方式」とする。漁船管理については、日常のメンテナンスは漁民自らがを行い、漁協はその実施状況と漁船の保守状態を定期的にモニタリングする方式を採用する。

なお、本支援は船外機付となる One Day Boat および手漕ぎボート (カヌー) とする。さらに、下記 とリンクさせることによりコミュニティリーダーを育成、「協同組合」機能の回復促進、住民主導の復興および産業再生を加速させる。

伝統機織産業の再生支援

支援対象の一つである Makkamadi 村における機織業(サリー、サロン、ベッドシーツ等)は、津波により、機織機の多くが流出もしくは損傷していることから、同村において 100 年以上の歴史を持つ伝統産業の復興と収入機会(女性)の再生を促進すべく、機織機と綿糸(再開初期分のみ)の支給を行う。なお、支援先は「地元協同組合」とし、被災職人に無償貸与、機織収入の一部を積み立て、徐々に機織機数を自力増大させる拡大再生産方式を導入する。同村の機織業については、以下のとおり、収支構造が明確かつ安定していることから、計画的な拡大再生が可能と見られる。さらに、下記 とリンクさせることによりコミュニティリーダーを育成し、住民参加型の管理・運営を強化する。



同村で機織に従事する女性達



流失を免れた機織機



- ・支援機織機数：51 台 (Rs 60,000/台・初期綿糸材料含む)
- ・生産サリー卸値：Rs 500/枚
- ・生産コスト：Rs 400/枚(労賃:150+ 材料・一般管理費:250)
- ・生産性：20 サリー/人/月
- ・純益：(500-400) x 20 x 51 = Rs 102,000

純益=共益金とし材料費を除けば、毎月 2 台の拡大再生が見込まれる。

一方、同村が属する Maruthanunai Division(郡)全体が、機織産業を生業としており、群全域で、2,500 台の機織機が流失もしくは損傷し、当該伝統産業は存亡の危機にあることから、同村における拡大再生モデルの確立は、極めて有意義な取り組みになると考えられる。

← 伝統工芸再開に必要な、機織機と綿糸材料

左官・石工職再開支援

支援対象村全 5 ケ村(Neelawanai 村、Natpitimunai 村、Al-Ameen 村、Sainthamaruthu 村、Makkamadi 村)において、左官・石工職に就いていた者の多くが、仕事道具を流失し、就労再開の目途すら立たない状態に置かれていることに鑑み、自力再生を促す上で必要最低限の左官道具類の支援を行う。

左官道具類の支給方法としては、DS、Grama Sevaka (村長) 等行政当局と十分調整を行い、差別意識をうまないよう配慮・調査の上、DS、GS と共同で配布する。さらに、下記 とリンクさせコミュニティリーダーを育成し、住民の協力・自助努力に根ざした自主・自力での産業復興を支援する。

当該職人たちは、仮設シェルターや移住用家屋、公共施設の土台・塀づくりに欠かせない職能提供者であり、復興への間接波及効果と収入機会再生の上でも支援は不可欠である。

大工職再生支援

支援対象村全 5 ケ村(Neelawanai 村、Natpitimunai 村、Al-Ameen 村、Sainthamaruthu 村、Makkamadi 村)において、大工職に就いていた者の多くが、仕事道具を流失し、就労再開の目途すら立たない状態に置かれていることに鑑み、自力再生を促す上で必要最低限の大工道具の支援を行う。

大工道具の支給方法としては、DS、Grama Sevaka(村長)等行政当局と十分な調整を行い、差別意識をうまないよう配慮・調査の上、DS、GS と共同で配布する。さらに、下記 とリンクさせコミュニティリーダーを育成し、住民間の協力・自助努力に根ざした産業復興を支援する。

当該職人たちは、仮設シェルターや移住用家屋、学校、公共施設の建設に欠かせない職能提供者であり、復興への間接波及効果と収入機会再生の上でも支援は不可欠である。

脱穀機の支援

支援対象 3 ケ村 (Neelawanai 村、Al-Ameen 村、Sainthamaruthu 村) において、周辺農村 (アンパラ県における主要産業は米作農業) から仕入れた米を脱穀し、零細漁村コミュニティ住民に供給・販売していた「協同組合」施設が津波により全壊し、主食の地域サプライチェーンが機能しない状態が続いている。以上の状況に鑑み、本協同組合、サプライチェーン機能を復興させるに必要な初期支援として、最低限の脱穀機器の支援を行う。

また、下記 の活動とリンクさせ、コミュニティリーダーを育成、住民が「協同組合」機能を復興させる能力を身につけることで、住民主導による産業復興を加速させる。

移動商店職の再生支援

支援対象村全 5 ケ村(Neelawanai 村、Natpitimunai 村、Al-Ameen 村、Sainthamaruthu 村、Makkamadi 村)において、自転車の荷台もしくは牽引リヤカーに魚類・日用品等を載せて村落内を回る移動商店業が、コミュニティ生活を支える上で欠かせない機能として存在していたが、就労者の多くが津波により自転車とリヤカーを流失し、就労再開の目途すら立たない状態が続いていることから、当該職能および収入機会を再生すべく、必要最低限の牽引リヤカー類の支援を行う。

支給方法としては、DS、Grama Sevaka(村長)等行政当局と十分な調整を行い、差別意識をうまないよう配慮・調査の上、DS、GS と共同で配布する。さらに、下記 とリンクさせ、コミュニティリーダーを育成、住民間の協力・自助努力に根ざした産業復興を支援する。

村内協働促進訓練コースの開設

全支援対象村において、復興へ向けた村内協働を促進すべく、各コミュニティの現状に則した社会動員・協働体創生とリーダーシップ、コスト・帳簿管理の訓練プログラムを開設する (各 3 日間実施、1 プログラム 36 名×10 回 (1 ケ村当り各 2 回実施) の計 360 人対象)。また、本訓練プログラムと上述 の諸作業における実践をリンクさせることにより、OJT にてコミュニティリーダー層を創出、住民参加型の復興を加速させ、産業再生に寄与する。本訓練インストラクターには、住民参加プログラムに十分経験を有する農村開発財団スタッフ幹部 4 名を配置する。

5 . 事業執行体制

(1) JCCP スタッフ

当センター（JCCP）本部理事・所長の監督の下、本部担当者 1 名が本事業を担当、総務・経理、各種渉外を担当する。

本部の監督の下、JCCP スリランカ代表事務所代表菅谷渡（バブニア・コロンボオフィス駐在）の指揮下、国際スタッフ（日本人）4 名（内トリンコマレー国際スタッフ 2 名は、第二期事業兼任）が本事業に従事する。

国際スタッフは、トリンコマレー県において 1 名はプロジェクト総括、1 名はアドミニストレーション・会計担当で、ともにトリンコマレー市を拠点として活動、第二期事業の業務を兼務するため、適宜アンパラ県国際スタッフの補佐を受ける。アンパラ県においては、1 名はプロジェクト総括、1 名はアドミニストレーション・会計担当として、ともにアンパラ県カルムナイ市を拠点として活動する（必要に応じてトリンコマレーでの事業補佐）。ローカルスタッフは国際スタッフの補佐業務・通訳を行う JCCP スタッフ 3 名（原則トリンコマレー 2 名（内 1 名は第二期事業兼務）、アンパラ 1 名）（この他以下のとおり、セワランカ財団ローカルスタッフ 6 名（第二期事業兼務）及び農村開発財団ローカルスタッフ 5 名が本事業に従事）。

事業拠点事務所は、セワランカ財団トリンコマレーオフィス内（第二期事業兼用）及び新たにアンパラ県カルムナイ市内に設置する。トリンコマレー市およびカルムナイ市周辺では携帯電話は通じるものの、通信事情はコロンボに比べ劣り事業対象村の一部では不通となることがある。JCCP コロンボ事務所で常時安全状況等の情報収集を行い、トリンコマレーおよびカルムナイの国際スタッフに連絡が取れる体制を整えると同時に、非常事態に備え、衛星携帯電話を導入する。また、JCCP コロンボ事務所は、トリンコマレー市およびカルムナイ市の両事業地に対し、円滑な事業運営に貢献すべく、資金管理、人事管理、ロジスティック、政府・国際機関との調整等の後方支援業務を行う。

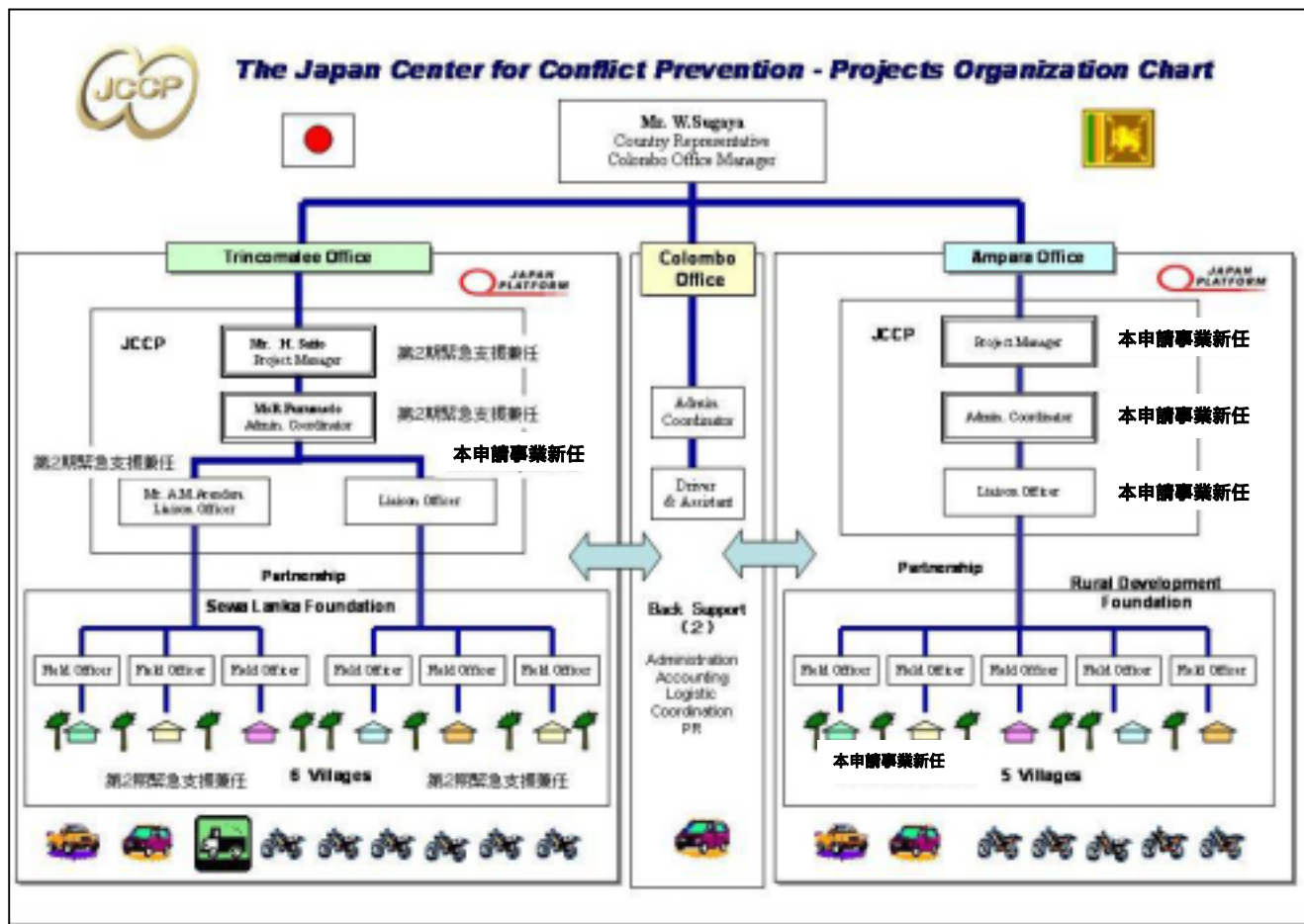
(2) 事業パートナー（セワランカ財団・農村開発財団）

トリンコマレー県では 2000 年 8 月の JCCP スリランカ代表事務所開設以来、協力関係にある現地 NGO セワランカ財団、アンパラ県では 2002 年 10 月以来、協力関係にある現地 NGO 農村開発財団(RDF)と提携する（RDF とはこれまでに「戦争未亡人支援平和構築ワークショップ」、「戦争未亡人家庭子弟への職業訓練」等の事業を共同で実施した実績を有す）。セワランカ財団および農村開発財団は地元行政当局との連携、物資調達、住民への協力要請等を担当（セワランカ財団 6 名および農村開発財団 5 名）する。

(3) 個別事業体制

当センタースリランカ代表菅谷渡の指揮下、国際スタッフ 2 名が各県のプロジェクトの総括、2 名が各県のアドミニストレーション・会計を行い、JCCP ローカルスタッフ 3 名がその補佐を行う。

セワランカ財団ローカルスタッフ 6 名および農村開発財団ローカルスタッフ 5 名は、支援対象各村に 1 名ずつ配置し、各村での実施プログラム監督、物資調達、訓練コース運営、協同組合形成のための各種調整業務等を行う。物資の輸送能力とフィールドスタッフの機動性を高めるべく、トリンコマレー市においては、四駆車 2 台・トラック 1 台・バイク 6 台・支援物資保管倉庫（いずれも第二期事業兼用）、アンパラ市においては、四駆車 2 台・バイク 5 台によるロジスティック体制を確立する。また、事業全体の計画立案と進捗管理は、プロジェクト管理の世界標準である PMBOK (Project Management Body of Knowledge) に準拠し、実行する。



上述の事業の実施を通じ、現地でのニーズをさらに把握調査すると共に、本事業の成果と課題点を踏まえつつ、今後の中長期復興支援事業の案件形成を検討してことと致したい。

以上